

(様式4)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

令和8年度「エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費補助金」調査票

申請者名： \_\_\_\_\_

提案事業名： \_\_\_\_\_

提案区分： \_\_\_\_\_

① 政府戦略・国の政策との関連性 ※該当する場合に記載すること。

①—1. 政府戦略（例：新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、成長戦略等のフォローアップ、知的財産推進計画、グリーン成長戦略、科学技術イノベーション戦略等）において、本提案に関する標準化を推進することとされている場合、当該政府戦略の名称、関連する記述の記載箇所・内容等を具体的に記載してください（※経済産業省の所掌に関する分野に限ります）。

◆政府戦略：〇〇

◆該当箇所：〇〇〇〇については、第〇章に『〇〇〇〇』とある。

（複数ある場合は、欄を追加して、ご記入下さい。）

①—2. 対象技術・製品・分野等の国内/海外市場動向、我が国の政府戦略・産業政策等との関係、関係国の規制・政策等の動向等を具体的に記載の上、国の補助事業として積極的に支援することが妥当と考える理由について記載してください。

なお、提案後に、経済産業省から事業内容と国の政策との整合性等について確認をさせていただく場合がございます。

◆国の補助事業として積極的に支援することが妥当と考える理由：

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

**② 中小企業・スタートアップとの連携** ※該当する場合に記載すること。

②—1. 事業実施に当たり、中小企業又はスタートアップ企業と協力・連携を予定している場合（自社が中小企業・スタートアップの場合も含む）、当該企業名と連携内容等を記載してください。

◆企業名：○○

◆連携内容：○○○○

◆当該企業との調整状況：○○○○

（複数ある場合は、欄を追加して、ご記入下さい。）

**③ 異業種等との連携** ※該当する場合に記載すること。

③—1. 国内の一業界団体等だけでは標準化活動を進めることが難しい事業内容であり、業界団体・複数企業のサプライチェーンの上流・下流の連携または、異業種間の連携を行っていくことが必要と考えられる場合、その連携相手先とその連携内容等を記載してください。

◆異業種等連携を行う相手先企業・団体名（複数企業・団体名の記載可）：○○

◆連携内容：○○○○

◆連携相手先との調整状況：○○○○

◆連携の必要性：○○○○

**④ 国際標準化に向けた、国際的な標準会議等の活用** ※該当する場合に記載すること。

④—1. 国際標準化に向けて、ISO 及び IEC の会議以外で、国家標準化機関間の地域会議や二国間会合及び標準開発組織が実施する国際会議等（例：北東アジア標準協力フォーラム（NEAS フォーラム）、太平洋地域標準会議（PASC）、JISC-CEN/GENELEC 事務局間会合、ASTM、SEMI 等）を活用することについて検討している内容があれば記載してください。

◆国際会議名：○○

◆会議の詳細も記載（参加者、事務局、取組）；○○

◆当該国際会議において想定している活動内容：○○○○

（複数ある場合は、欄を追加して、ご記入下さい。）

## ⑤ 賃上げの取組

※コンソーシアム形式で申請するケースについては、幹事者以外の構成員でも該当する取組を行っている場合、当該構成員の分も記載してください。

⑤—1. 以下のうち、いずれかの賃金引上げ計画の表明書等を提出してください。

・令和8年以降に開始する申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。

・令和8年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※中小企業等においては、「給与総額とする。」

下記の項目に関してあてはまるものにチェックを記入してください。

賃金の引上げ計画を表明している。

※【様式】賃金引上げ計画の表明書等を提出してください。

賃金の引上げ計画を表明していない。

## ⑥ ワーク・ライフ・バランス等の取組

※コンソーシアム形式で申請するケースについては、幹事者以外の構成員でも該当する取組を行っている場合、当該構成員の分も記載してください。

⑥—1. 以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出してください。

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）

・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

※該当する項目に✓を入れる。

えるぼし（1段階目）

えるぼし（2段階目）

えるぼし（3段階目）

プラチナえるぼし

行動計画

⑥—2. 該当するものの認定証等の写しを提出してください。次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

※該当する項目に✓を入れる。

くるみん（令和4年3月31日までの基準）

トライくるみん

くるみん（令和4年4月1日以降の基準）

プラチナくるみん

⑥—3. 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定※該当する場合✓を入れる。

※該当する項目に✓を入れる。

ユースエール認定